

## 大阪府循環型社会推進計画の位置づけ

## 大阪府環境総合計画（大阪 21 世紀の新環境総合計画（平成 23 年 3 月策定））

計画期間：2020 年（平成 32 年）までの 10 年間

将来像（「資源循環」分野）：資源の循環的な利用が自立的に進む社会が構築され、廃棄物の排出量が最小限に抑えられている。また、生じた廃棄物はほぼ全量が再生原料として使用され、製品として購入されることによって循環し、最終処分量も必要最小限となっている。

施策の方向（同）：生産・流通、消費、再生・処理、最終処分の各段階における資源の循環に向けた取組みを促進し、資源循環型社会の構築を目指します。

- 再生原料・再生可能資源の利用促進、○廃棄物排出量の削減、○リサイクル率の向上、○最終処分量の削減、○廃棄物の適正処理の徹底

（「資源循環」分野の実行計画）

## 大阪府循環型社会推進計画

- ・循環型社会形成に関する行動指針  
（大阪府循環型社会形成推進条例第 8 条）  
○ 府、事業者及び府民がそれぞれの役割に応じて循環型社会の形成に資するよう行動するための指針

- ・循環型社会形成に関する基本方針  
（大阪府循環型社会形成推進条例第 6 条）  
○ 循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本方針

- ・都道府県廃棄物処理計画  
（廃棄物処理法第 5 条の 5）
- ① 廃棄物の発生量及び処理量の見込み
- ② 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する基本的事項
- ③ 一般廃棄物の適正な処理を確保するために必要な体制に関する事項
- ④ 産業廃棄物の処理施設の整備に関する事項
- ⑤ 非常災害時における前三号に掲げる事項に関する施策を実施するために必要な事項

- ・国の基本方針  
（廃棄物処理法第 5 条の 2）
- ① 廃棄物の減量その他その適正な処理の基本的な方向
- ② 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する目標の設定に関する事項
- ③ 廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策を推進するための基本的事項
- ④ 廃棄物の処理施設の整備に関する基本的事項
- ⑤ 非常災害時における前二号に掲げる事項に関する施策の推進を図るために必要な事項
- ⑥ 前各号に掲げるもののほか、廃棄物の減量その他その適正な処理に関し必要な事項

（注）下線部は、廃棄物処理法の改正（平成 27 年 7 月 17 日）で追加